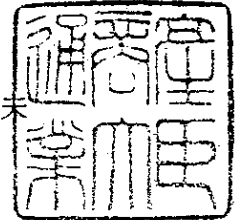


君津共同火力株式会社
代表取締役社長 西 恒美 殿

通商産業大臣 平沼 赳夫



君津共同火力株式会社君津共同発電所 5 号機に係る環境影響評価準備書に対する勧告について

平成 12 年 2 月 24 日付けで提出のあった君津共同発電所 5 号機に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定により審査した結果、環境影響評価について下記のとおり勧告する。また、環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく千葉県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった準備書を基に事業特性及び地域特性の把握を行った上で環境影響評価法第 20 条第 1 項の規定に基づく県知事の意見を勘案し、電気事業法第 46 条の 12 の規定に基づく意見の概要及び当該意見についての見解に配意するとともに、電気事業法第 46 条の 14 第 2 項の規定に基づき環境庁長官の意見を聴いて審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 計画地周辺地域においては、大気汚染防止法の硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定されており、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況が芳しくない。このような地域において行われる本事業については、大気環境への負荷を可能な限り低減する必要があることから、以下の措置を講じるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。
 - (1) 発電所全体としてのばい煙排出量が実績ベースで現状を上回らないよう、既設発電設備におけるばい煙処理装置等の維持管理を徹底すること。
 - (2) ばい煙排出濃度の監視結果を含む発電所の運転状況の情報の公表について、地方自治体等関係機関と協力し適切に行うこと。